

## 【物品】

# 令和7・8・9年 競争入札参加資格申請（定期審査）について

令和6年10月  
吉 賀 町

吉賀町が発注する物品の売買、借り入れ、修繕、製造の請負、役務（測量、建設コンサルタント業務等を除く。）の提供等に係る競争入札に参加を希望する方は、次の要領に従って入札参加資格申請をしてください。

- 1 資格申請の対象業種について  
物品、役務……………別表業種分類表〔様式第2号〕にあげる業種
- 2 入札参加資格申請をできる者の要件
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと
  - (2) 営業の開始に関し、官公庁の許可、認可、届出等（以下「許認可等」という。）を必要とする業務については、これを得ている者
  - (3) 吉賀町税等を滞納していない者
  - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - (5) 社会保険料を滞納していない者
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと
- 3 申請受付期間  
令和6年10月15日（火）～令和6年12月2日（月）
- 4 申請方法  
提出場所  
吉賀町役場本庁舎 総務課  
吉賀町役場柿木庁舎 柿木地域振興室  
郵送先  
〒699-5513  
島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地  
吉賀町役場 総務課宛  
\*令和6年12月2日（月）消印有効とする。
- 5 有効期間  
令和7年1月1日から令和9年12月31日

6 提出書類及び添付書類（○印は必ず提出する書類、△印は該当の場合のみ提出する書類）

申請書等一覧		町内事業者		町外事業者	
		法人	個人	法人	個人
指定 様式	①競争入札参加資格審査申請書〔様式第1号〕	○	○	○	○
	②業種分類表〔様式第2号〕	○	○	○	○
	(印刷業務の業者は、設備機械器具類調書〔様式第2号別表〕も提出)	△	△	△	△
	③委任状〔様式第3号〕	△	△	△	△
	④町税等納付状況調査同意書〔様式第4号〕	○	○	○	○
	⑤誓約書〔様式第5号〕	○	○	○	○
⑥役員等名簿〔様式第6号〕 2部提出	○	○	○	○	
添付 書類等	⑦登記事項証明書 コピー可	○	—	○	—
	⑧身分(元)証明書 コピー可	—	—	—	○
	⑨消費税及び地方消費税の納税証明書 コピー可	—	—	○	○

※営業経歴書、社会保険料納入確認(申請)書、財務諸表の提出は不要になりました。

7 審査結果通知について

上記の申請内容について入札参加資格審査を行い、令和6年12月下旬に資格の認定をする予定です。なお、認定通知については、入札参加資格者名簿の公表をもって代えることとし、通知は行いません。また、認定を行わなかった場合は、理由を付してその旨を通知します。

※審査中に追加書類の提出を求める場合があります。

※申請書の提出後に申請内容に変更があった場合は、変更届を速やかに提出してください。

※変更届の提出漏れがあると入札時失格となりますのでご注意ください。

8 入札参加の停止について

資格を認定された後に、次の項目に該当すると認められた場合は、「吉賀町物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づき入札の参加を停止することがあります。

- (1) 故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- (4) その他これらに類することで町に不利益が生じたとき

9 資格の取り消しについて

項番2(1)、(2)、(5)に対して虚偽の報告があったと認められた場合、資格を取り消し、再申請は受付いたしません。

10 問い合わせ先

吉賀町役場 総務課

(〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地 Tel.0856-77-1111)

## 別紙

### 提出書類及び添付書類の注意事項

#### ※共通

提出書類について申請日時点の状況をご記入ください。

#### ②業種分類表〔様式第2号〕

自社でその物品を取り扱うことができる、若しくは、業務を提供できる業種（種別）を選択してください。吉賀町が仕様書において定めた登録業種（種別）を選択された業者のみ、入札に参加することができます。

印刷業務業者は、設備機械器具類調書〔様式第2号別表〕もあわせて提出してください。

#### ③委任状〔様式第3号〕

申請者（代表者）から支店長や営業所長等に、吉賀町との間に締結する契約等に関する権限を委任される場合に提出してください。（入札時の委任とは異なります。）

#### ④町税等納付状況調査同意書〔様式第4号〕

吉賀町税等の納付状況を確認するためのものです。滞納がある場合は、競争入札参加資格を取消します。なお、現時点で吉賀町税等の納付義務が無い方も提出が必要です。

#### ⑤誓約書〔様式第5号〕

#### ⑥役員等名簿〔様式第6号〕

役員等が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的に提供又は利用するものではありません。

なお、名簿の作成にあたっては、記載された方の氏名、生年月日の個人情報を本町が警察に提供し、暴力団員等の調査に利用することについて記載する方全員の同意を得たうえで作成してください。

#### ⑦登記事項証明書

法人は、法務局における発行（証明）年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものが必要です。（コピー可）

#### ⑧身分（元）証明書

個人は、本籍地の市町村における発行（証明）年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものが必要です。これは、代表者が破産者でない旨を確認するためのものです。なお、電子的な証明書での提出はできません。（町内の方は不要）

#### ⑨消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）を提出してください。税務署における発行（証明）年月日が申請書提出時の3ヶ月以内のものが必要です。納付すべき税額がない場合も、納税証明書は発行されるので必ず提出してください。（町内事業者は不要）

納税証明書は、納税地を所管する税務署等で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納の税額がないこと）の発行を受けたい旨申し出たうえで、該当する税務署に請求してください。

e-Taxを利用すると、平日の8時30分から24時までの間、電子手続により納税証明書のオンライン申請を行うことができます。その場合、交付手数料が通常より安く（通常400円が370円）、交付も郵送（郵送料は必要）又は税務署の窓口（受取日指定）での書面による受取りを選択できます。

詳しくは、<http://www.nta.go.jp/tetsuduki/nofu-shomei/shomei/01.htm>を参照してください。  
なお、電子的な証明書での提出はできません。